

店頭外国為替証拠金取引説明書(個人) 新旧対照表

平成 30 年 5 月 21 日

下線部を変更

新	旧
<p>ルール 15 証拠金規制における強制決済 <u>(4) 有効証拠金が「強制決済基準」に近づいた場合、「ロスカットアラートメール」が送信されます。ただし、相場状況によっては「ロスカットアラートメール」が送信される前に証拠金規制における強制決済が執行されることがあります。また、通信状況等によっては「ロスカットアラートメール」の送受信が遅延する場合があります。</u> <u>ロスカットアラートメールの詳細は「3-3. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」ロスカットアラートメールをご参照ください。</u></p>	<p>ルール 15 証拠金規制における強制決済 (新設)</p>
<p>ルール 16 ロスカット <u>(6) 有効証拠金が「ロスカット値」に近づいた場合、「ロスカットアラートメール」が送信されます。ただし、相場状況によっては「ロスカットアラートメール」が送信される前にロスカットが執行されることがあります。また、通信状況等によっては「ロスカットアラートメール」の送受信が遅延する場合があります。</u> <u>ロスカットアラートメールの詳細は「3-3. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」ロスカットアラートメールをご参照ください。</u></p>	<p>ルール 16 ロスカット (新設)</p>
<p>3-3. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 <u>・ロスカットアラートメール</u> <u>取引口座の実効レバレッジ(総取引金額÷有効証拠金)が20倍以上になった場合、ロスカット(ルール16)、また証拠金規制における強制決済(ルール15)の水準に近い状態となるため、注意喚起の観点から「ロスカットアラートメール」が送信されます。ただし、相場状況によっては「ロスカットアラートメール」が送信される前にロスカット、また証拠金規制における強制決済が執行されることがあります。さらに、通信状況等によっては「ロスカットア</u></p>	<p>3-3. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 (新設)</p>

ラートメール」の送受信が遅延する場合があります。

なお、本サービスは、口座を管理するうえでの情報提供を目的としたものであり、投資勧誘、ご入金を目的として提供するものではありません。最終的な投資決定については、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。